

ケア・ガーデン青森 ご利用料金表(長期入所/在宅超強化型)

令和6年6月1日現在

【介護保険施設サービス費 I - ii : 従来型個室】

単位: 円

介護度	負担		介護保険対象内負担額				合計(A)	介護保険対象外負担額(B)			ご利用料金概算(A+B)	
	段階	割合	基本単位	サービス提供 体制強化加算 (I)	夜勤職員配 置加算	在宅復帰・在宅 療養支援機能 加算(II)		食費	居住費	特別室料	日額	1ヶ月(30日) 合計金額
要介護1	第2段階	1割	788	22	24	51	885	390	490	390	2,155	64,650
	第3段階①							650	1,310	390	3,235	97,050
	第3段階②							1,360	1,310	390	3,945	118,350
	第4段階							1,680	1,668	390	4,623	138,690
		2割	1,576	44	48	102	1,770	1,680	1,668	390	5,508	165,240
要介護2	第2段階	1割	863	22	24	51	960	390	490	390	2,230	66,900
	第3段階①							650	1,310	390	3,310	99,300
	第3段階②							1,360	1,310	390	4,020	120,600
	第4段階							1,680	1,668	390	4,698	140,940
		2割	1,726	44	48	102	1,920	1,680	1,668	390	5,658	169,740
要介護3	第2段階	1割	928	22	24	51	1025	390	490	390	2,295	68,850
	第3段階①							650	1,310	390	3,375	101,250
	第3段階②							1,360	1,310	390	4,085	122,550
	第4段階							1,680	1,668	390	4,763	142,890
		2割	1,856	44	48	102	2,050	1,680	1,668	390	5,788	173,640
要介護4	第2段階	1割	985	22	24	51	1,082	390	490	390	2,352	70,560
	第3段階①							650	1,310	390	3,432	102,960
	第3段階②							1,360	1,310	390	4,142	124,260
	第4段階							1,680	1,668	390	4,820	144,600
		2割	1,970	44	48	102	2,164	1,680	1,668	390	5,902	177,060
要介護5	第2段階	1割	1,040	22	24	51	1,137	390	490	390	2,407	72,210
	第3段階①							650	1,310	390	3,487	104,610
	第3段階②							1,360	1,310	390	4,197	125,910
	第4段階							1,680	1,668	390	4,875	146,250
		2割	2,080	44	48	102	2,274	1,680	1,668	390	6,012	180,360

【介護保険施設サービス費 I - iv : 多床室(三・四人部屋)】

単位: 円

介護度	負担		介護保険対象内負担額				合計(A)	介護保険対象外負担額(B)			ご利用料金概算(A+B)	
	段階	割合	基本単位	サービス提供 体制強化加算 (I)	夜勤職員配 置加算	在宅復帰・在宅 療養支援機能 加算(II)		食費	居住費	特別室料	日額	1ヶ月(30日) 合計金額
要介護1	第2段階	1割	871	22	24	51	968	390	370	0	1,728	51,840
	第3段階①							650	370	0	1,988	59,640
	第3段階②							1,360	370	0	2,698	80,940
	第4段階							1,680	477	0	3,125	93,750
		2割	1,742	44	48	102	1,936	1,680	477	0	4,093	122,790
要介護2	第2段階	1割	947	22	24	51	1,044	390	370	0	1,804	54,120
	第3段階①							650	370	0	2,064	61,920
	第3段階②							1,360	370	0	2,774	83,220
	第4段階							1,680	477	0	3,201	96,030
		2割	1,894	44	48	102	2,088	1,680	477	0	4,245	127,350
要介護3	第2段階	1割	1014	22	24	51	1,111	390	370	0	1,871	56,130
	第3段階①							650	370	0	2,131	63,930
	第3段階②							1,360	370	0	2,841	85,230
	第4段階							1,680	477	0	3,268	98,040
		2割	2,028	44	48	102	2,222	1,680	477	0	4,379	131,370
要介護4	第2段階	1割	1,072	22	24	51	1,169	390	370	0	1,929	57,870
	第3段階①							650	370	0	2,189	65,670
	第3段階②							1,360	370	0	2,899	86,970
	第4段階							1,680	477	0	3,326	99,780
		2割	2,144	44	48	102	2,338	1,680	477	0	4,495	134,850
要介護5	第2段階	1割	1,125	22	24	51	1,222	390	370	0	1,982	59,460
	第3段階①							650	370	0	2,242	67,260
	第3段階②							1,360	370	0	2,952	88,560
	第4段階							1,680	477	0	3,379	101,370
		2割	2,250	44	48	102	2,444	1,680	477	0	4,601	138,030

- ※ 利用負担第1段階の方の利用料金は、その方によって異なります。
- ※ 経管栄養の方の食費については、提供回数に関わらず1日分の食費での請求となります。
- ※ 利用者負担段階の申請は、ご本人、またはご家族様が行ってください。
- ※ 介護保険の改正等により、利用料金を改正させていただくことがあります。
- ※ 利用料金やサービス内容については、当施設支援相談員までお気軽にお問合せください。

その他の介護保健施設サービス費

負担割合

1割

2割

その他の介護保健施設サービス費			負担割合	
			1割	2割
全員対象	初期加算(Ⅰ)	急性期医療を担う医療機関の一般病床への入院後30日以内に退院し、老健に入所した場合。入所後30日間について加算する。	60円/日	120円/日
	初期加算(Ⅱ) 現行	入所後30日間	30円/日	60円/日
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単価より算定した単位数の合計	所定単価×0.075/月	
リハビリ関係	短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	入所後3ヶ月以内に集中的に実施。かつ、原則として入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直していること。	258円/日	516円/日
	短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ) 現行	入所者に対して、医師等が、その入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行っていること。	200円/日	400円/日
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	①リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。 ②リハビリテーションを行うに当たり、入所者数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。 ③入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、当該訪問により把握した生活環境を踏まえたりリハビリテーション計画を作成していること。	240円/日	480円/日
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ) 現行	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)の①及び②に該当するものであること。	120円/日	240円/日
	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)	①口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。 ②リハビリテーション実施計画等の内容について、リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の情報を関係職種の間で一体的に共有すること。その際、必要に応じてLIFEに提出した情報を活用していること。 ③共有した情報を踏まえ、リハビリテーション計画または個別機能訓練計画について必要な見直しを行い、見直しの内容について関係職種に対し共有していること。	53円/月	106円/月
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	医師、理学療法士、作業療法士等が協働し計画書を入所者又は家族に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理、情報を厚生労働省に提出し、情報を活用している場合	33円/月	66円/月	
認知症関係	若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症利用者に対し、個別の担当者を定めてケアを実施した場合	120円/日	240円/日
	認知症行動・心理症状緊急対応加算 (利用開始から7日間を限度)	認知症行動・心理症状により在宅生活が困難であり、緊急に入所が必要と医師が判断した者	200円/日	400円/日
栄養関係	栄養マネジメント強化加算	入所者ごとの継続的な栄養管理を強化し、実施している場合	11円/日	22円/日
	療養食加算 (1日3回を限度)	医師の指示箋に基づいた食事の提供 (糖尿病・心臓疾患・脂質異常等)	6円/回	12円/回
	経口移行加算 (計画作成日から180日以内)	経管栄養から経口摂取へ移行する計画を作成し、栄養管理及び経口移行への支援を行った場合	28円/日	56円/日
	経口維持加算Ⅰ	摂食・嚥下障害がある入所者に対し、多職種共同で計画を作成し計画の作成や栄養管理を行った場合	400円/月	800円/月
	経口維持加算Ⅱ	協力歯科医療機関を定め、経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれか1名以上が参加している場合	100円/月	200円/月
再入所時栄養連携加算 (入所中1回を限度)	医療機関に入院後、入所時と異なる栄養管理が必要となり、管理栄養士が連携の上、再入所の計画作成を行った場合	200円/回	400円/回	

その他の介護保健施設サービス費			負担割合		
			1割	2割	
入所 時間 関係	入所前後訪問指導加算(Ⅰ) (入所中1回を限度)	入所予定前30日以内又は入所後7日以内に居宅を訪問し、 (Ⅰ): 退所を目的とした施設サービス計画の策定及び 診療方針の決定を行う	450円/回	900円/回	
	入所前後訪問指導加算(Ⅱ) (入所中1回を限度)	(Ⅱ): 生活機能の具体的な目標を定めると共に、退所 後の生活に係る支援計画を策定	480円/回	960円/回	
退所 時間 関係	試行的退所時指導加算	試行的な退所時に、利用者・ご家族に対し、退所後の療養 上の指導を実施した場合	400円/回	800円/回	
	退所時情報提供加算(Ⅰ) (入所中1回を限度)	【入所者が居宅へ退所した場合】退所後の主治医に対して 入所者を紹介する場合、入所者の同意を得て、当該入所者 の診療情報、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した 場合	500円/回	1,000円/回	
	退所時情報提供加算(Ⅱ) (入所中1回を限度)	【入所者等が医療機関へ退所した場合】退所後の医療機関 に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、 当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供し た場合	250円/回	500円/回	
	入退所前連携加算(Ⅰ)	(イ) 入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、 居宅介護支援事業者と入所前から連携し、情報共有 退所後の居宅サービス等利用方針を定めた場合 (ロ) 入所期間が1月を超え、入所者が退所し、居宅介護 支援事業者に対し居宅サービスに必要な情報を提供 し、かつ、連携して居宅サービス等の利用調整等を行 った場合	600円/回	1,200円/回	
	入退所前連携加算(Ⅱ) (入所中1回を限度)	(ロ) の要件をみたした場合	400円/回	800円/回	
	訪問看護指示加算	退所時に、入所者が選定する訪問看護ステーションに対 し、医師が訪問看護指示書を交付した場合。	300円/回	600円/回	
医療 関係	ターミナルケア加算	・ 医師が一般的に認められている医学的 知見に基づき回復の見込みがないと診断 したものであること。 ・ 入所者又はその家族等の同意を得て入 所者のターミナルケアに係る計画が作成 され、多職種共同して本人又はその家族 へ随時の説明を行い、同意を得て行われ ていること。	死亡日以前31～45日	72円/日	144円/日
			死亡日以前4～30日	160円/日	320円/日
			死亡日前日及び前々日	910円/日	1,820円/日
			死亡日	1,900円/日	3,800円/日
	緊急時治療管理加算 (1月に1回、連続する3日を限度)	病状が重篤となり、救命救急医療が必要となる場合におい て、緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等 を行った場合	518円/日	1,036円/日	
	所定疾患施設療養費(Ⅰ) (1月に1回、連続する7日まで)	肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪に ついて診断し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合	239円/日	478円/日	
	所定疾患施設療養費(Ⅱ) (1月に1回、連続する10日まで)	(Ⅰ)に加え、感染症対策に関する研修を受講している医師 が診断し、処置等を行った場合	480円/日	960円/日	
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ (退所時に1回を限度)	【入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合】 ① 医師等が高齢者の薬物療法に関する研修を受講すること。 ② 入所後1月以内に、状況に応じて入所者の処方内容を変 更する可能性があることについて主治医に説明し、合意して いること。 ③ 入所前に当該入所者に6種類以上の内服薬が処方されてお り、施設の医師と入所者の主治医が共同し、入所中に当該処 方の内容を総合的に評価及び調整し、かつ、療養上必要な指 導を行うこと。 ④ 入所中に当該入所者の処方内容に変更があった場合は医師 、薬剤師、看護師等の関係職種間で情報共有を行い、変更 後の入所者の状態等について、多職種で確認を行うこと。 ⑤ 入所時と退所時の処方内容に変更がある場合は変更の経 緯、変更後の入所者の状態等について、退所時又は退所後1 月以内に当該入所者の主治医に情報提供を行い、診療録に記 載していること。	140円/回	280円/回	
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ (退所時に1回を限度)	(Ⅰ)イの要件①④⑤に掲げる基準に適合し、入所前に6種類 以上の内服薬が処方されていた入所者について、施設におい て、入所中に服用薬剤の総合的な評価及び調整を行い、か つ、療養上必要な指導を行った場合。	70円/回	140円/回	
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ) (退所時に1回を限度)	(Ⅰ)イ又はロを算定し、服薬情報等の情報を厚労省に提出、 活用している場合	240円/回	480円/回	
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ) (退所時に1回を限度)	(Ⅱ)を算定し、退所時に、入所時と比べて1種類以上減薬に 至った場合	100円/回	200円/回		

その他の介護保健施設サービス費

負担割合

1割

2割

その他の介護保健施設サービス費		負担割合		
		1割	2割	
医療関係	協力医療機関連携加算(1)	相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している医療機関と連携している場合(協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること)	100円/月 (R7.3/31迄)	200円/月 (R7.3/31迄)
	協力医療機関連携加算(2)	それ以外の場合	50円/月 (R7.4/1以降)	100円/月 (R7.4/1以降)
	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	感染者の対応を行う医療機関とのとの間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している場合。 協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応している場合。 医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加している場合。	10円/月	20円/月
	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合。	5円/月	10円/月
	新興感染症等施設療養費 (月1回、連続する5日を限度)	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で該当する介護サービスを行った場合	240円/日	480円/日
	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	(Ⅰ): 褥瘡発生リスク等について、入所時に評価、多職種共同で計画を作成、3月に1回計画を見直し、情報を厚労省に提出し活用している場合	3円/月	6円/月
	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	(Ⅱ): 評価の結果、褥瘡発生リスクのある入所者について褥瘡の発生のないこと	13円/月	26円/月
介護関係	排せつ支援加算(Ⅰ)	排泄に介護を要する入所者に対し、多職種共同で支援計画を作成、その計画に基づき支援した場合 6月に1回評価、3月に1回計画を見直し、情報を厚労省に提出し、情報を活用している場合	10円/月	20円/月
	排せつ支援加算(Ⅱ)(Ⅲ) (6月を限度)	評価の結果、排せつの状態が改善するとともにいずれも悪化がない又はオムツ使用有から使用なしに改善していること ※(Ⅲ)は又はのところがかつ	15円/月 20円/月	30円/月 40円/月
	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	入所者・利用者ごとの心身の状況等(加算(Ⅱ))については心身、疾病の状況等)の基本的な情報を3ヶ月に1回厚生労働省に提出し、サービス提供に当たり必要な情報を活用している場合	40円/月	80円/月
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)		60円/月	120円/月
	口腔衛生管理加算(Ⅰ)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に対し技術的助言及び指導を行い、介護職員からの相談等に必要に応じ対応した場合	90円/月	180円/月
	口腔衛生管理加算(Ⅱ)	(Ⅰ)の要件に加え、口腔衛生等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって必要な情報を活用し	110円/月	220円/月
実費	自立支援促進加算	医師が入所者ごとに、自立支援のために必要な医学的評価を入所時に行い、多職種連携し支援計画を策定、実施、3か月に1回は見直し、情報を厚労省に提出し、情報を活用している場合	300円/月	600円/月
	安全対策体制加算 (入所時に1回を限度)	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合	20円/回	40円/回
	外泊時費用	外泊時の施設サービス費の代替(月6回限度)	362円/日	724円/日
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	・ 利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に向けた方策を検討する委員会を開催し、「生産性向上ガイドライン」に基づく業務改善にも継続的に取り組んでいること ・ 見守り機器などのテクノロジーを1つ以上導入していること ・ 1年ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータをオンラインで提供すること	10円/月	20円/月
実費	日常生活品費	毎食時のおしぼり代	10円/食	
	エプロン費	毎食時・おやつ時の使い捨てエプロン代(何枚でも)	30円/日	
	洗濯代	委託業者へ依頼する場合	実費	
	健康管理費	インフルエンザ予防接種、肺炎球菌ワクチン等	実費	
	理美容代	利用時のみ 月曜日(2回/月)	カット + 顔そり 顔そりのみ	2,000円 1,200円